

公立大学法人沖縄県立芸術大学アドミッションセンター規程

令和3年5月26日
沖芸大規程第48号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学組織規則（令和3年沖芸大規則第3号）第15条第3項に基づき、沖縄県立芸術大学アドミッションセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）における入学者選抜方法の改善及び入学者選抜の円滑な実施に資するため、本学の入学者受入れの方針に則した適切な入学者選抜制度の研究開発を行うとともに、学生募集に係る広報活動等を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、各学部及び各研究科との連携により、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入学者選抜方法の調査研究及び企画・立案に関すること。
- (2) 入学者選抜に係る点検・評価及び改善に関すること。
- (3) 学生募集に係る広報活動に関すること。
- (4) 入学者選抜試験及び大学入学共通テストの実施に関すること。
- (5) 入学者選抜試験の全学的調整に関すること。
- (6) 高大接続に関すること。
- (7) 本学入学試験管理委員会から付託された事項に関すること。
- (8) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる教職員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各学部入学試験委員会委員長
- (3) 各研究科運営委員長
- (4) 教務学生課長
- (5) 入学試験担当事務局職員
- (6) 学長が必要と認める職員

(任期)

第5条 前条第6号に掲げる職員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長)

第6条 センター長は、センターに関する業務を掌理する。

2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名したものが、その職務を代理する。

(運営会議)

第7条 センターに、沖縄県立芸術大学アドミッションセンター運営会議（以下「運営会議」という。）を置き、第4条に掲げる教職員をもって構成する。

(審議事項)

第8条 運営会議は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 第3条に掲げるセンターの業務に関すること。

(2) その他センターの運営に関する重要なこと。

(招集)

第9条 運営会議は、センター長が招集する。

2 運営会議構成員の3分の1以上の者からの要求があったときは、センター長は運営会議を招集しなければならない。

(会議)

第10条 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 運営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第11条 運営会議は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事録)

第12条 運営会議は、議事録を備え、会議の日時、出席者、議事日程及び議決の要旨、その他必要な事項を記載する。

2 議事録は、センター長が保管し、構成員の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

(庶務)

第13条 センターの庶務は、教務学生課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、本学入試管理委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則 (令和3年5月26日理事長決裁)

この規程は、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年3月30日理事長決裁)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。